

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

松山市議会（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月13日付け28松（議総）第27号でした行政情報の一部を公開する決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

(1) 公開請求

審査請求人は、平成28年4月4日付けで実施機関に対し、松山市情報公開条例（平成12年松山市条例第61号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき行政情報の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

(2) 部分公開決定処分

実施機関は、平成28年4月13日、審査請求人に対し、条例第11条第1項の規定に基づき本件公開請求に係る行政情報の一部を公開する決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 審査請求

審査請求人は、平成28年5月23日付けで審査庁たる実施機関に対し、本件処分についての審査請求をした。

(4) 松山市文書法制審議会への諮問等

実施機関は、本件処分に係る審査請求について、条例第20条第1項の規定に基づき、平成28年10月11日、当松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会情報公開分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成28年松山市条例第7号）第6条第1項第1号の定めるところにより、本件審査請求について調査審議することとした。

第3 本件公開請求に係る行政情報の名称又は内容

- (1) 市民の請願に関するルール等やり方の詳細が分かる文書
- (2) コートやマフラーの着用が議事の進行の妨げになった事例の裏付けになった文書
- (3) 議員間での発言妨害が許される理由が分かる根拠文書
- (4) 議会中の議員間での発言妨害により傍聴者が議事内容を聞き取れなかった場合の処置方法が分かる文書

第4 本件処分の内容

1 前記第3(1)の行政情報について

実施機関は、松山市議会会議規則（昭和42年松山市議会規則第13号）第135条（請願書の記載事項等）が記載されている文書を、本件公開請求のうち前記第3(1)に係る行政情報と特定し、その全部の公開を決定した。

2 前記第3(2)の行政情報について

実施機関は、前記第3(2)の行政情報は不存在であるとして非公開の決定をした。

3 前記第3(3)の行政情報について

実施機関は、前記第3(3)の行政情報は不存在であるとして非公開の決定をした。

4 前記第3(4)の行政情報について

実施機関は、松山市議会会議規則第55条（発言内容の制限）及び第57条（議事進行に関する発言）が記載されている文書を、本件公開請求のうち前記第3(4)に係る行政情報と特定し、その全部の公開を決定した。

第5 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、平成28年6月14日付け補正書、同年7月28日付け補正書及び同年9月19日付け反論書によれば、審査請求人の主張は次のとおりと解される。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 実施機関が本件処分で公開した行政情報（前記第4の1，同4）は，審査請求人が本件公開請求で求めたものと異なる。

ア 前記第3(1)の行政情報を公開請求した趣旨は，市民から議会に請願があった場合，議会がどのように処理するかを市民に分かる言葉で教えてほしいというものであることから，実施機関が前記第4の1の行政情報を公開したことは，その趣旨に沿わない。

イ 前記第3(4)の行政情報を公開請求した趣旨は，議員の討論が野次で聞き取れないということにならないようにというものであることから，実施機関が前記第4の4の行政情報を公開したことは，その趣旨に沿わない。

(2) 現に議会で日常的に行われていることが何の裏付けもなかったり，市民の傍聴権の制約が野放しにされたりしているとは考えられないことから，実施機関が本件処分で不存在を理由に非公開とした行政情報（前記第4の2，同3）は存在するはずである。

3 その他

(1) 前記第3(2)の行政情報を公開請求した趣旨は，市議会傍聴の際にコートやマフラーの着用を禁止する松山市議会傍聴規則（平成18年松山市議会規則第1号）の規定は不要であり，削除を検討すべきではないかというものである。

(2) 前記第3(3)の行政情報を公開請求した趣旨は，議員間の発言妨害が松山市議会では許されている理由を知りたいというものである。

(3) 実施機関の弁明は，違法性については論じられているが，不当性については論じられていない。

第6 実施機関の主張の要旨

平成28年8月30日付け弁明書によれば，実施機関の主張は次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 実施機関は、本件処分で公開した行政情報（前記第4の1，同4）について、適正に行政情報を特定しており、また、公開したもの以外に本件公開請求に係る行政情報は保有していない。

ア 前記第3(1)について、市議会の会議運営は松山市議会会議規則に基づき行われており、市議会への請願の方法に関しては同規則第135条に規定されていることから、前記第4の1のとおり、同条が記載されている文書を本件公開請求に係る行政情報と特定し、その全部の公開を決定したものである。

イ 前記第3(4)について、市議会の会議運営は松山市議会会議規則に基づき行われており、同規則第55条及び第57条に発言内容の制限について規定されている。これが議員間での発言妨害により傍聴者が議事内容を聞き取れなかった場合の処置方法に当たることから、前記第4の4のとおり、この2つの条が記載されている文書を本件公開請求に係る行政情報と特定し、その全部の公開を決定したものである。

ウ 実施機関は、前記第3(1)及び(4)に係る行政情報として前記第4の1及び同4以外の行政情報は保有していない。

(2) 実施機関は、本件処分で非公開とした行政情報（前記第4の2，同3）について、該当する行政情報は作成しておらず不存在である。

ア 前記第3(2)について、コートやマフラーの着用が議事の進行の妨げになった事例に関する行政情報やその裏付けになる行政情報は作成しておらず不存在であるため、前記第4の2のとおり非公開の決定をしたものである。

イ 前記第3(3)について、松山市議会会議規則第150条に「何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない」と規定されているとおり、そもそも議員間での発言妨害は許されていない。よって、発言妨害が許される理由が

分かる行政情報は当然に不存在であるため、前記第4の3のとおり非公開の決定をしたものである。

- (3) 上記(1)及び(2)から、実施機関の本件処分は妥当なものであり、審査請求人の主張には理由がない。

第7 当審議会の判断の理由

1 本件審査請求の争点

前記第5の審査請求人の主張及び前記第6の実施機関の主張によれば、本件審査請求の争点は、次の3点である。

- (1) 実施機関が、前記第3(1)及び(4)に係る行政情報として、前記第4の1及び同4の行政情報を特定したことの妥当性
- (2) 実施機関が、前記第3(1)及び(4)に係る行政情報として、前記第4の1及び同4以外の行政情報を保有しているか否か
- (3) 実施機関が、前記第3(2)及び(3)に係る行政情報を保有しているか否か

2 公開された行政情報の特定の妥当性（争点(1)）についての判断

実施機関が、前記第3(1)及び(4)に係る行政情報として、前記第4の1及び同4の行政情報を特定したことの妥当性について判断する。

- (1) 前記第4の1の行政情報には、請願書の記載事項や提出方法が規定された松山市議会会議規則第135条が記載されていることから、前記第4の1の行政情報は前記第3(1)に係る行政情報に該当すると認められる。
- (2) 前記第4の4の行政情報には、議長による発言内容の制限について規定された松山市議会会議規則第55条及び第57条が記載されていることから、前記第4の4の行政情報は前記第3(4)の行政情報に該当すると認められる。

3 公開された行政情報以外の該当行政情報の保有の有無（争点(2)）

当審議会は、前記第3(1)及び(4)に係る行政情報として、前記第4の1及び同4以外の行政情報を実施機関が保有しているか否かを確認するために、平成28年11月17日、実施機関に対して実地調査を行っ

た。

その結果、前記第4の1及び同4の行政情報のほかに前記第3(1)及び(4)に係る行政情報は確認されなかった。また、前記第4の1及び同4の行政情報以外には前記第3(1)及び(4)に係る行政情報を保有していないことの説明を実施機関から受けたところ、当該説明に特段不自然・不合理な点は認められなかった。

したがって、前記第3(1)及び(4)に係る行政情報として、前記第4の1及び同4以外の行政情報を実施機関が保有しているとは認められない。

4 非公開とされた行政情報の保有の有無（争点(3)）

前記第3(2)及び(3)に係る行政情報を実施機関が保有しているか否かについて判断する。

前記第3(3)の行政情報については、実施機関の弁明の理由のとおり、松山市議会会議規則第150条に「何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない」と規定されていることから、そもそも議員間での発言妨害が許されていないことは明らかである。よって、発言妨害が許される理由の分かる行政情報が不存在であることには合理性がある。

また、当審議会は、前記第3(2)及び(3)に係る行政情報を実施機関が保有しているか否かを確認するために、実施機関に対して実地調査を行ったところ、前記第3(2)及び(3)に係る行政情報は確認されず、またこれらに係る行政情報を保有していないことの説明を実施機関から受けたところ、当該説明に特段不自然・不合理な点は認められなかった。

したがって、前記第3(2)及び(3)に係る行政情報を実施機関が保有しているとは認められない。

5 付言

審査請求人は前記第5の2のほかにも同3など縷縷主張しているとも解することができるが、いずれも理由がないか、実施機関が保有する行政情報を公開するという情報公開制度の趣旨に沿わないというほかなく、当審議会の上記判断を左右するものではない。

6 本件処分の妥当性

以上のことから、実施機関がした本件処分は、何ら違法又は不当な点はなく、妥当であると判断する。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

第8 審議の経過

年月日	経過
平成28年10月11日	諮問書の受理
平成28年10月27日	第1回審議
平成28年11月17日	第2回審議・実地調査
平成28年12月27日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 光信 一宏

同 甲斐 朋香

同 高橋 直子